

軽自動車税（種別割）の税止めの手続き

上里町で課税されている１２５ｃｃ超の自動二輪車や、四輪・三輪の軽自動車について、転出、譲渡、登録抹消（廃車）などの手続きを他都道府県で行ったときは、税止め（税申告）手続きが必要となります。

税止めの手続きをする必要のある方

以下の２点に該当する方は、ご自身で税止め手続きをしていただく必要があります。

- １．上里町で課税されている１２５ｃｃ超の自動二輪車や、四輪・三輪の軽自動車の転出、譲渡、登録抹消（廃車）などの登録内容の変更の手続きを県外で行った
- ２．登録内容の変更手続きをした運輸支局や軽自動車検査協会に旧登録地への申告の代行を依頼していない

税止めの必要性について

上里町で課税されている１２５ｃｃ超の自動二輪車や、四輪・三輪の軽自動車について、市町村では県内にある二輪車の場合は運輸支局・自動車検査登録事務所（上里町の管轄は熊谷自動車検査登録事務所となります。）、四輪・三輪の軽自動車の場合は軽自動車検査協会（上里町の管轄は埼玉事務所熊谷支所となります。）における申告に基づいて登録内容を把握しています。

そのため、転出、譲渡、登録抹消（廃車）などの手続きを県外で行ったときは、これらの内容を市町村では把握できませんので、旧登録地の市町村への申告をしていただかないと、旧市町村での課税が続いてしまいます。

税止め手続きの方法

次のいずれかの書類が必要です。

- ・軽自動車税（変更）申告書の本人控えのコピー
- ・自動車検査証返納証または軽自動車届出済証返納証のコピー
- ・変更前と変更後の自動車検査証のコピー
- ・変更前と変更後の軽自動車届出証のコピー

次のいずれかの方法で、上里町に上記の書類をお送りください。

- ・窓口へ持参：役場１階⑬番窓口（税務課資産税係）
- ・郵送：〒３６９－０３９２
埼玉県児玉郡上里町大字七本木５５１８
上里町役場税務課資産税係
- ・FAX：０４９５（３３）２４２９
- ・メール：zeimu@town.kamisato.lg.jp

※FAXについては、役場代表番号となりますので余白等に「税務課宛」のご記入をお願い致します。また念のため、送信前または送信後に税務課資産税係にお電話ください。

車両（上記の125cc超の自動二輪車や、四輪・三輪の軽自動車）を、必要な手続きを済ませ、すでに所有していないのに課税が続いている場合のお手続き

万が一、車両をすでにお持ちでないのに課税が続いている場合は、早急に税務課資産税係にご連絡ください。

この税止めの手続きをされていない場合、旧所有者に納税通知書が届いて、引き続き課税されてしまいます。思わぬトラブルの原因となりますので、必ず税止めの手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

上里町役場 税務課 資産税係

電話番号：0495（35）1220

FAX：0495（33）2429